

官報

号外

平成二十一年六月四日

○第七十一回 衆議院會議録 第三十六号

平成二十一年六月四日(木曜日)

議事日程 第二十四号

平成二十一年六月四日

午後一時開議

- 第一 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出)
第二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出)
第三 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外六名提出)

○本日の会議に付した案件

- 食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件
情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件
預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件
労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件
中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

平成二十一年六月四日 衆議院會議録第三十六号

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件等六件

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。
運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

次に、

食品安全委員会委員に小泉直子君を、
預金保険機構理事に田邊昌徳君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

食品安全委員会委員に長尾拓君、廣瀬雅雄君、
野村一正君、畑江敬子君及び村田容常君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に中村晶子君を、

預金保険機構理事に波多野睦夫君を、
労働保険審査会委員に伊藤博元君を、

中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君及び
森田朗君を、

運輸審議会委員に松田英三君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

預金保険機構理事に井上美昭君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

日程第一 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出)

日程第二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案、日程第二、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田中和徳君。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田中和徳君登壇)

○田中和徳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案は、株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成二十四年三月三十一日までの間の政府による出資及び政府からの交付国債の交付等について定めるとともに、政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定めるものであります。

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等保有株式取得機構のさらなる機能強化を図るため、同機構の買い取り対象に、銀行等の保有するETF、J-REIT、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等の優先株式及び優先出資証券を追加するものであります。

両案は、去る五月七日当委員会に付託され、十二日提出者大野功統君から提案理由の説明を聴取した後、二十二日より質疑に入りました。

昨六月三日、政投銀法改正案に対し、竹本直一君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案に係る、政投銀に対し国が一定の関与を行うとの観点から政府による株式保有のあり方等について検討すること等を内容とする修正案が提出され、提出者を代表して中川正春君から趣旨の説明を聴取した後、両案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、政投銀法改正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、政投銀法改正案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、銀行等株式保有制限法改正案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、銀行等株式保有制限法改正案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外六名提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○東順治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、深刻さを増す経済危機により、大幅に悪化している中小企業者や中堅事業者等の資金調達状況を改善する必要性に鑑み、商工組合中央金庫に危機対応準備金制度を創設し、政府が保有する株式の処分期限について三年半延長するとともに、産業革新機構について、政府が機構の借入金または社債に対し保証することを可能とするための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る五月七日日本委員会に付託されました。

委員会においては、八日提出者高村正彦君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月三日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派から、本法律案に対し、平成二十三年度末を目標として商工組合中央金庫に關し検討する事項として、株式の処分及び国の関与のあり方を加えるとともに、必要な措置を講じるまでの間、政府は保有する株式を処分しないものとする内容を内容とする修正案が提出されました。

次いで、内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席国務大臣

財務大臣	与謝野 馨君
厚生労働大臣	舩添 要一君
経済産業大臣	二階 俊博君
国土交通大臣	金子 一義君
国務大臣	河村 建夫君
国務大臣	野田 聖子君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る二日、本院は、国会の会期を六月四日から七月二十八日まで五十五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成二十年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十年度科学技術の振興に関する年次報告」

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十年度観光の状況」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十一年度観光施策」についての文書

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十年度環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十一年度環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十年度循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十一年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十年度生物の多様性の状況」に関する報告

生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十一年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

一、昨日、内閣から次の報告書を受領した。
第百七十回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(議席変更)

一、去る二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

三三一	谷 公一君
三三二	渡辺 博道君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

補欠

亀岡 偉民君	近藤三津枝君
藤井 勇治君	秋葉 賢也君
亀井 静香君	下地 幹郎君
秋葉 賢也君	藤井 勇治君
近藤三津枝君	亀岡 偉民君
下地 幹郎君	亀井 静香君

議院運営委員

辞任

補欠

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

亀井善太郎君	安井潤一郎君
関 芳弘君	矢野 隆司君
盛山 正仁君	土屋 正忠君
山本 有二君	西本 勝子君
土屋 正忠君	盛山 正仁君

西本 勝子君	山本 有二君
矢野 隆司君	関 芳弘君
安井潤一郎君	亀井善太郎君

経済産業委員

辞任

補欠

木挽 司君	西本 勝子君
太田 和美君	石川 知裕君
西本 勝子君	木挽 司君
石川 知裕君	太田 和美君

(議案受領)

一、昨日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

一、去る二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

「国立沖縄青少年交流の家」の廃止・統合に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

外務省が保管している各種酒類に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省におけるワインの使用等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省が購入した絵画に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省員手帳に対する同省の認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府を批判する意見広告に賛同人として署名した政府職員に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うこととはしないとされた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇

用均等・児童家庭局長の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢君提出脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出補正予算に関する政府の説明責任に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出臓器移植医療に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省員手帳に対する同省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局幹部による贈与等報告書の提出等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の庁舎内に

入っている民間企業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の出勤時間に関する質問に対する答弁書

平成二十一年五月二十二日提出
質問 第四三六号
脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する再質問主意書
提出者 赤嶺 政賢

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する再質問主意書

平成二十一年五月十二日付の、脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進(以下「確立研究」という。)に関する質問主意書に対する答弁書において、なお、私の質問に対して明確な答弁をされていない事項があるので、主任研究者等から必要な聴取の上、お答えいただきたい。

従って、以下の事項について再度質問する。

一 確立研究の対象症例となる登録患者について

① 答弁書は、対象症例となる「登録患者」の数が少なかつたのは、研究参加医療機関の多くで倫理委員会における審査に予想以上の時間を要したためと答えている。

確立研究は、平成十九年に開始されてお

り、最初の一年間においては、そのような事は考えられるが、研究が三年目に入るにもかかわらず、倫理委員会の審査に時間を要した旨の説明は理解しがたい。

研究参加医療機関の倫理委員会の審査に「予想以上の時間を要した」理由を、具体的に明らかにされたい。

② 研究参加医療機関の倫理委員会の審査は、通常は、どのような手続きと手順によって行なわれるのか。

③ 答弁書は、登録患者について「報告書によると、平成二十年度末現在で、研究事務局に登録されている患者は二十四名であるが、どの研究参加医療機関に登録したものであるかについては承知していない」と答えているが、承服できない。

主任研究者、研究班、研究事務局並びに研究参加医療機関に照会の上、登録患者二十四名について、研究参加医療機関毎にその数の内訳を明らかにされたい。

二 確立研究に参加を希望する医療機関等について

① 答弁書は、「対象患者を受け入れる医療機関については、主任研究者が研究を遂行するために必要と判断した場合には、追加することが可能である」と答えている。

「主任研究者が研究を遂行するために必要と判断した場合」とは、どのような場合なのか具体的に説明されたい。

また、主任研究者は、判断する際の基準を持つていると思考されるが、その概要を明らかにされたい。

② 答弁書は、研究対象患者を「起立性頭痛」に限定していることについて、「座位又は立位により発生、あるいは増悪する頭痛があることを研究対象患者の選択基準としているが、これについては、脳脊髄液減少症に関する文献及び具体的な症例に関する検討を踏まえ、作成されたものである」と答弁している。その文献名を明らかにされたい。

また、「具体的な症例」というなら、脳脊髄液減少症は、頭痛、頸部痛、眩暈、耳鳴り、視機能障害、倦怠、易疲労感などさまざまな症状を呈する疾患であり、その症例は数多く存在する。にもかかわらず、「座位又は立位により発生、あるいは増悪する頭痛」に、限定した理由と根拠を具体的に答えられたい。

③ 答弁書は、「研究対象患者の選択基準については、主任研究者において適切に作成されたものであると認識している」と答えている。

私の質問は、「起立性頭痛」に限定した研究対象患者の選択基準を見直して、それ以外の症状も対象症例とすることにより、研究対象の登録患者を増やすことができるのではないかと、それを検討すべきではないかということ質している。これについてどのように考えているのか具体的に答えられたい。

また、対象症例にすることについて検討できないというのであれば、その理由と根拠を明確に答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四三六号
平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君提出脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する再質問に対する答弁書

一の①について

御指摘の研究(以下「確立研究」という。)に関する平成二十年度総括研究報告書によると、確立研究においては、平成十九年度は、研究班において脳脊髄液減少症に関する文献及び具体的な症例に関する検討を踏まえ、症例収集のための共通評価項目を作成したところであり、実際に研究に参加する患者の登録を開始したのは、平成二十年度からであるとされている。また、倫理委員会の審議に時間を要した主な理由は、倫理委員会においては、確立研究以外の研究に係る審議もあるため、審議の順番を待つ必要がある場合があったこと、倫理委員会自体の開催が数か月に一度であったことであるとされている。

一の②について

倫理委員会の審議については、その設置者が作成する手順書に従って行われており、手順書には、例えば、研究責任者は、審査申請書に必要事項を記入し、臨床研究機関の長に提出すること、臨床研究機関の長は、当該申請に係る研

究の実施について、倫理委員会に諮問すること、当該諮問を受けた倫理委員会の委員長は、審議終了後速やかに、その結果に基づき意見を付して、臨床研究機関の長に答申すること等が定められているものと承知している。

一の③について

確立研究の主任研究者に確認したところ、研究参加医療機関ごとの登録患者数の内訳については、個々の医療機関における患者数が少ないため、これを公表することにより、登録患者が特定されるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたいとのことである。

二の①について

確立研究の主任研究者に確認したところ、平成二十一年度においては、登録患者の数が百名となった段階で中間的な分析を行い、それを踏まえて脳脊髄液減少症に関する診断基準の作成等を行うこととしており、対象患者を受け入れる医療機関については、今後の患者の登録状況等を踏まえて追加等を決定することとしているとのことである。

二の②及び③について

確立研究の主任研究者に確認したところ、お尋ねの文献については、例えば、国際頭痛学会・頭痛分類委員会が作成した「国際頭痛分類第二版」、脳脊髄液減少症研究会ガイドライン作成委員会が作成した「脳脊髄液減少症ガイドライン二〇〇七」があるとのことである。

また、確立研究の研究対象患者の選択基準については、研究班としては、脳脊髄液減少症に関する文献及び研究班の研究者がこれまで臨床において扱った症例に関する検討を踏まえ、医

学的には、脳脊髄液減少症と診断する際の症状としては、座位又は立位により発生、あるいは増悪する頭痛があることが最も重要であると判断し、作成したものであり、登録患者を増やすために、これを見直すことは適当ではないものと考えているとのことである。

平成二十一年五月二十二日提出
質 問 第 四 三 七 号

補正予算に関する政府の説明責任に関する質問主意書

提出者 滝 実

補正予算に関する政府の説明責任に関する質問主意書

平成二十一年度の補正予算は財政支出が十五・四兆円であり、国民一人当たり直すと約十二万円にもなる巨額なものであるから、この補正予算に関して政府は国民の疑問に対して納得いくまで説明する義務があるのは当然である。しかし、「十五・四兆円」で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する質問主意書(以下「第一回質問」という)では、その質問主意書に対する答弁書内閣衆質一七一第三二七号(以下「第一回答」という)と、それに対する再質問主意書(以下「第二回質問」という)に対する答弁書内閣衆質一七一第三六五号(以下「第二回答」という)に書かれた説明は驚くほど不誠実で無責任なものであった。政府は補正予算に関して国民に説明責任を十分果たしていないのではないかという疑問が生じたので、これに関して質問する。

一 第一回質問では、今回の国債を財源とする財

政出動により将来世代への国債負担がむしろ軽くなることを具体的に数値を示して政府の見解を聞いた。それに対して第一回答弁では「国債を財源とする財政出動によって将来世代への国債の負担が重くなることはないとは一概にいえない」ということだった。そうであるならば、「国債を財源とする財政出動によって将来世代への国債の負担が重くなる」とは一概にいえない」ということを暗に認めているのだから、これまでのように「国債発行が将来世代への負担になる」と決めつけるのを止めるべきではないかというのが第二質問であった。驚いたことに、これに対する第二回答弁は「国債を財源とする財政出動によって将来世代への国債の負担が重くなることはないとは一概にいえない」と第一回答弁と全く同じ回答を繰り返した。これは今回の財政出動が国内総生産を引き上げられない虞が強いことを政府自らが繰り返して認めるものであり、そのような財政出動をすることは、国民及び国権の最高機関である国会を愚弄することになるのではないか。

二 政府は従来から掲げてきた二〇一一年度の基礎的財政収支黒字化が絶望的になったことを踏まえて、新たにGDPに対する債務残高比率の引き下げを新たな目標として検討していると報道されている。そうであれば、総額五十七兆円（うち国費約十五兆円）の「経済危機対策」の効果に関する内閣府試算が発表されているのだから、それに基づいて債務のGDP比が計算できるはずであり、それを公表すべきである。この景気対策により債務のGDP比は増えるのか、減るのか、それともどちらとも言えないのか。

その計算結果を明らかにされたい。

三 第一回及び第二回答弁において、この度の補正予算において「景気の底割れ」を防ぐという政府の最重要課題を示しているが、この「景気の底割れ」を防ぐという定義は、具体的な定量的目標があるはずであり、それを明らかにされたい。

四 第一回答弁によると、「需要不足のすべてを財政支出で埋め合わせることにについては、過度に公需依存となり、民間経済の自律的回復をむしろ遅らせる」とある。その根拠は何か。

また、自由経済体制下の先進諸国がいずれも政府部門（公需）、民間部門（民需）の混合経済で成り立っているなかで、政府が示す「民間経済の自律的回復」の定義とは何かを明らかにされたい。

第二質問においては、上記の当該第一回答弁内容が必ずしも当たらないことについて、データーや例示を挙げて説明を試みたにも拘らず、第二回答弁ではそれに対する回答が無かったため、上記「質問」と同様な観点から十分な説明責任を果たすことを要求する。

さらに、上記の当該第一回答弁内容は、受取り方によつては、いわゆる「クラウディングアウト効果（政府による国債の大量発行が民間の資金調達と競合を起し、金融市場が逼迫して金利を上昇させ、民間の資金調達が阻害される現象）」のことを指しているとも考えられるが、その通りと理解していいのか。

五 内閣府が五月二十日に発表した一―三ヶ月の実質GDPは、年率換算でマイナス十五・二%、二〇〇八年度の実質成長率はマイナス

三・五%といずれも戦後最悪であり、米国（年率マイナス六・一%）やドイツ（同マイナス十四・四%）などと比べても先進国中最悪であった。対前期比マイナス四・〇%のうち、外需寄与度がマイナス一・四%、内需寄与度がマイナス二・六%と、外需寄与度に比べて内需寄与度が約二倍の大幅なマイナスになっている点を踏まえると、これは政府による景気下支え策が十分ではなかったことを意味する。

したがって、昨年十月末の緊急経済政策を始め、もっと効果的に景気下支えを行つていれば、このようなことにはならず、「需要不足のすべてを財政支出で埋め合わせることにについては、過度に公需依存となり、民間経済の自律的回復をむしろ遅らせる」ということにもならなかったのではないか。

右質問する。

内閣衆質一七一第四三七号

平成二十一年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出補正予算に関する政府の説明責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員滝実君提出補正予算に関する政府の説明責任に関する質問に対する答弁書

一について

総額約五十七兆円（うち国費約十五兆円）の「経済危機対策」（平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣

僚会議合同会議決定）の効果については、「平成二十一年度経済見通し暫定試算（内閣府試算）」（平成二十一年四月二十七日内閣府公表）において、同対策に盛り込まれた施策の裏付けとなる平成二十一年度第一次補正予算の着実な実施により、平成二十一年度の実質GDP成長率を一・九パーセント程度押し上げる効果があると思込んでいるところである。

二について

公債等残高対GDP比も含め、「経済危機対策」等を踏まえた中長期の経済財政の姿の試算については、現在作業を進めているところである。

三について

政府としては、「実体経済の悪化が金融の二層の不安定化を招き、それが、さらなる実体経済の悪化を招くといった事態」を「景気の底割れ」と考えており、そうした事態を防ぐため、平成二十年八月以降、三次にわたる経済対策を取りまとめ、その速やかな実施に全力を挙げた。さらに、先般、「経済危機対策」を取りまとめたところであり、これにより、「景気の底割れ」を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげることとしている。

なお、経済政策を行うに当たっては、様々な経済指標を参考にしつつ、その時々々の経済状況等を十分に踏まえて総合的に判断することが必要であると考えている。

四について

「民間経済の自律的回復」とは、企業や家計といった民間部門が、財政支出に頼らず、生産・所得・支出の好循環によって成長する状態であ

り、民間活動がその主体をなす我が国経済の持続的成長には不可欠の条件であると考えている。

なお、経済政策を行うに当たっては、クラウディングアウト効果についても考慮する必要があると考えている。

五について

政府としては、現下の厳しい経済金融情勢に對しては、平成二十年八月以降、三次にわたる経済対策を取りまとめ、その速やかな実施に全力を挙げてきたところであり、これらの対策は一定の景気下支え効果があったと考えている。さらに、昨年末以降、世界金融危機と世界同時不況が深刻度を増し、景気が急速に悪化したことから、こうした状況に對して、先般、「経済危機対策」を取りまとめたところであり、これにより、「景気の底割れ」を防ぎつつ、国民の安心を確保し、未来の成長力強化につなげるものとしている。

平成二十一年五月二十二日提出
質問 第四三八号

いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領

平成二十一年六月四日 衆議院会議録第三十六号

議長 の 報告

土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、齒舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとも取られる見解を示したと報じた記事(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に對して、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもつて最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言はしていないと反論している。また谷内氏は、同年五月二十一日の参議院予算委員会に政府参考人として出席し、「個人的に三・五島でも良い」というたぐいの発言は一切していない。ただ、全体の流れの中で、誤解を与える部分もあったかもしれないと反省している。深く遺憾に思っている。私の基本的立場は北方四島の帰属問題を解決して、平和条約を締結するという政府方針通りだ」と釈明している。右を踏まえ、質問する。

一 前文の委員会において麻生太郎内閣総理大臣は、谷内氏の釈明の後に、北方領土交渉に係る政府の方針について「段階的にやろう」としているわけではない旨発言(以下、「総理発言」という。)したと承知するが、「総理発言」の真意は何か説明されたい。「総理発言」にある「段階的」とは、具体的に北方領土交渉におけるどの様なアプローチを指し、また麻生総理としてその様なアプローチはとらないと言っているのか、詳細に説明されたい。

二 外務省発行の広報誌『われらの北方領土』には、北方領土交渉に係る政府方針について「交

渉に当たり、我が国は、ロシア側が九一年後半以降示してきた新たなアプローチを踏まえ、北方四島に居住するロシア国民の人権、利益及び希望は返還後も十分に尊重していくこと、また、四島の日本への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えであることを明示しつつ、柔軟かつ理性的な対応をとりました。」との記述がなされている。右の政府方針は、北方四島の我が国への帰属が確認されさえすれば、五六年宣言、東京宣言、イルクーツク声明等、過去の宣言や声明、協定、条約等に基づき、北方四島の段階的な返還を行うことを否定しないというものであると考えるが、右は「総理発言」の意味と異なるか。

三 「総理発言」は、北方四島の我が国への帰属が確認された上での、北方四島の実際の我が国への返還のあり方については、例えば二で触れた様な段階的な方法を含め柔軟に対応するが、その前段階の、我が国への帰属の確認については、例えばまずは二島の帰属を先に確認する、または一島ずつ確認していくといった段階的な確認方法はとらず、あくまで四島の帰属を同時に、一括して求めるという意味か。確認を求める。

四 「総理発言」の真意が三で指摘した通りであるのならば、それは政府の公式見解か。公式見解であるのなら、その根拠を示されたい。

五 本年五月二十日発行の『FACTA』二〇〇九年六月号の七十四頁から七十五頁にかけて、「手嶋龍一(Shimada Ryuuichi)」という論文が掲載されている。その中に、

「実際はインタビューにどのように答えたのだろう。」

『シベリア・パイプラインから百万バレルが極東に供給され、その半分を日本が引き受けるとか、環境協力、生態系の保存について協力するとかであれば、三・五島の返還でもいいということになるかもしれない』との記述があるが、外務省は右を承知しているか。

六 五の『FACTA』記事にある記述は、「毎日記事」に掲載された谷内氏の発言の本当の内容であり、毎日新聞のインタビューを受けた際、谷内氏が実際に答えた内容を正確に表したものであるか。確認を求める。
右質問する。

内閣衆質一七一第四三八号
平成二十一年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 鈴木宗男君提出いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
北方領土問題に関する政府の立場は、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決

してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本の方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応するというものである。御指摘の参議院予算委員会における麻生太郎内閣総理大臣の発言は、この立場を踏まえた上で、北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法は、この問題の最終的な解決に向けた交渉を加速するという日露首脳間で一致した認識と相容れないとの認識を示したものである。

五について
御指摘の論文にある御指摘の記述については、外務省として承知している。

六について
外務省として、谷内正太郎政府代表からは、御指摘のインタビューの際に「個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。」といった発言は行っていないとの説明を受けている。

平成二十一年五月二十二日提出
質 問 第 四 三 九 号

外務省におけるワインの使用等に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるワインの使用等に関する質問
問主意書

「政府答弁書（内閣衆質一七一第三八一号）を踏まえ、質問する。

一 過去の答弁書において、二〇〇八年度に外務省が購入したワインの本数及び銘柄、銘柄毎の

単価が明らかにされているが、右のワインにつき、先の質問主意書で、その用途について問うことは差し控えるところ、二〇〇八年度に外務省が購入したワインにつき、現時点でどの銘柄の物が何本使われ、何本残っているか、国民に対して明らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」では、先の答弁書（平成二十一年五月一日内閣衆質一七一第三三五号）二についてで述べたとおりである。」との答弁がなされている。右の答弁は、突き詰めれば「お尋ねの具体的な使用状況については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」というものであるが、当方は、ワインの用途は問うていない。例えば、どの外交儀礼に際してどの銘柄のワインが使われたかを詳細に明らかにするならば、当方も「外交儀礼上の問題が生じるおそれがある」と考える。そうではなく、ただワインの消費状況を明らかにするだけで、なぜ「外交儀礼上の問題が生じるおそれがある」となるのか、外務省がそう考える根拠を説明されたい。

二 過去の答弁書で、外務省が購入したワインの使用状況につき、「外務省においてワインを適切に管理してきていることから、公務の目的以外での使用はないと承知している。」との答弁がなされていることに對し、先の質問主意書で、右にある「公務」とは具体的に何を指すかと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの『公務』とは、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）に定められた外務省の任務及び所掌事務に関連する業務を指す。」との答弁がなされている。右答弁にある「外務省設置法（平成十一年法

律第九十四号）に定められた外務省の任務及び所掌事務に関連する業務」の中で、実際にワインの使用が必要とされる業務とは具体的にどのようなものを指すのか、詳細な説明を求める。右質問する。

内閣衆質一七一第四三九号
平成二十一年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの使用等に関する質問に對する答弁書

一について
ワインの具体的な使用状況に関する情報と既に公になっている情報等を重ね合わせることにより、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあるからである。

二について
外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第三条及び第四条に定められている任務及び所掌事務に関連する業務を指す。

平成二十一年五月二十二日提出
質 問 第 四 四 〇 号

北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する第三回質問主意書
意書
本年四月二十三日、札幌で行われたビザなし交流の北方四島交流代表者間協議（以下、「協議」という。）に出席する北方領土居住のロシア人に対し、外務省として初めて我が国への入国ビザを発給した。右につき、「前々回答弁書（内閣衆質一七一第三三七号）では、「御指摘の協議に参加した北方四島の代表者については、本来であれば四島交流の枠組みの下、査証なしで北方四島から直接北海道本島を訪問することが適当であるが、気候条件等の理由から、四島交流の枠組みの下、船舶により北方四島から直接北海道本島を訪問することが不可能であったため、例外的にサハリン経由で北海道本島を訪問せざるを得ないこととなった。一般論として、サハリンからロシア連邦の国籍を有する者が我が国に入国する場合には、当然査証が必要となる。今回の場合は、北方四島住民による北海道本島への訪問ではあるが、サハリン経由で北海道本島を訪問する以上、通常の四島交流の枠組みの下での北方四島住民による北海道本島への訪問とは扱いが異なるべきこと、及び四島交流を円滑に実施するためには北方四島の代表者の参加を得て御指摘の協議を開催する必要があったことから、それらの者に對し、査証を発給することとしたものである。」との答弁がなされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第三七二号）を踏まえ、再度質問する。

一 前文の答弁において外務省が、「一般論として、サハリンからロシア連邦の国籍を有する者が我が国に入国する場合には、当然査証が必要

となる。」と述べていることに關し、前回質問主意書で、ビザなし交流というのは、日口両国において互いの主権を棚上げした、特殊な枠組みの下における交流であること、また「協議」はそのビザなし交流を実施するために必要な会合であることに鑑みると、それに参加する北方領土居住のロシア人が、仮に気候条件等の理由によりサハリン等、北方領土以外の場所から我が国に入域することを余儀なくされた場合には、一般論に従うのではなく、右に述べたビザなし交流の特殊な趣旨に鑑み、ビザを発給せずして我が国への入域ができる様、例えば彼らの現住所は北方領土であるが、職場がサハリンであるとなす等の、何らかの知恵を絞るべきではなかったのかと問うたところ、「前回答弁書では「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十一年五月一日内閣衆質一七一第三三七号)一及び二についてでお答えした経緯及び事情を考慮し、慎重に検討した結果、査証を発給することとしたものであり、外務省として適切に対応している。」との答弁がなされている。外務省として、今回の件について、「経緯及び事情を考慮し、慎重に検討した」というのなら、やはり、ビザを発給しなくても良い方法を外務省として考えるべきであったのではないか。外務省は「前回答弁書」で「例外的なものである」としているが、例外的であろうがなかろうが、北方四島に居住するロシア系住民に対して日本政府がビザを発給した、つまり、同住民を外国人扱いしたという既成事実を同省は作ってしまったのである。そうすることを回避できなかった以上、「前回答弁書」で「外務省として適切に対応して

いる。」などとはとても言えないと考えるが、外務省の見解如何。

二 政府として、一九八九年九月十九日の閣議了解を含む一連の閣議了解により、我が国国民がロシア政府によるビザの発給等、ロシア側の管轄権に服した形で北方四島に渡航することの自肅を我が国国民に求めている。先日、日本テレビの記者がロシア政府によるビザ発給を受け、本年五月十二日から十三日にかけて択捉島に渡航していたことが明らかにした際、外務省として「極めて遺憾である」との認識を示している。政府として国民に対し、右の様に北方四島におけるロシアの管轄権を認めかねない行為を自肅することを求める一方で、自ら北方四島に居住するロシア系住民に対してはビザを発給するというのは、明らかに矛盾し、筋の通らない行為であり、一連の閣議了解の効力を無にし、また、それに従ってきた大部分の我が国国民によるこれまでの努力を水の泡とすることになるのではないか。政府、特に外務省の見解如何。

三 政府、特に外務省として、一で挙げた様な知恵すら出せず、北方四島に居住するロシア系住民に対してビザを発給し、政府、特に外務省自ら、北方四島におけるロシアの管轄権を認める様な行動をとるくらいなら、平成十年二月に日口間で締結された北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組みに関する協定、いわゆる安全操業協定の様に、日口間の主権問題を一時棚上げし、双方の交流を図ることを、海だけではなく陸でも行える様な枠組みを作り、我が国国民が積極的に北方四島を訪問できる様にすべきではないのか。例えばその際に、一時的

にロシアの管轄権を認める様な手続きを取ることを求められても、我が国が北方四島に食い込み、我が国の物資や技術等を北方四島で浸透させていく等の点で、現在の政府、外務省の対応の様に、北方四島に対するロシアの実効支配が強化されていくのをただ座視するだけで、一向に北方領土問題解決に向けた手を打つことができない状態であるよりも、遙かに有効な手段となりうるのではないか。政府、特に外務省の見解如何。

三について
政府としては、我が国固有の領土である北方四島がロシア連邦により不法占拠され続けている現状において、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の立場と相容れないと考える。

内閣衆質一七一第四四〇号
平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七一第三三七号)一及び二についてでお答えしたとおりであり、サハリンからロシア連邦の国籍を有する者が我が国に入国するに当たり査証を発給したことが、「二連の閣議了解の効力を無にし」との御指摘は全く当たらない。

平成二十一年五月二十五日提出
質問 第四四一 号
臓器移植医療に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

臓器移植医療に関する質問主意書
心停止下、脳死下における臓器移植医療は、提供者の死後の身体から摘出する臓器を利用する医療である。万に一つであっても犯罪に巻き込まれた疑いのあるものや、死因の事実究明が完全に行われない事例があつてはならない。臓器移植法でも、犯罪捜査の対象となる死体については、関連する手続きが終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならないとしてきた(第七條)。犯罪捜査が終了するまで医師は臓器を摘出できず(臓器移植法指針)、特に司法解剖は心臓死に至つて以降に開始される(警察庁通知、一九九七)ため、脳死下での臓器摘出は不可能である。
犯罪捜査と移植医療との調整は、臓器移植法成立前からの課題であつた。今般、小児からの臓器提供を可能にする複数の臓器移植法改正案が国会に提出されているが、いずれも被虐待児の排除については具体的な規定がないままである。

移植医療における臓器提供者の犯罪被害者の排除について、その実態を明らかにすべきと考え、以下質問する。

一 臓器移植法施行後、交通事故による受傷者で、臓器提供に至った者のうち、自損者、加害者、被害者の割合を、心停止下と脳死下それぞれ明らかにされたい。

二 交通事故を含む犯罪被害による受傷から提供に至った者の人数を、心停止下と脳死下それぞれ明らかにされたい。

三 交通事故を含む犯罪の関与が疑われた心停止下での提供者について、臓器移植法第七条に基づく犯罪捜査に関する手続きはどのように行われたのか、検視の有無、要した時間・手順、検視の結果、司法解剖に至った事例をそれぞれ明らかにされたい。また、検視が行われなかった事例についてはその理由を示されたい。

四 交通事故を含む犯罪の関与が疑われた脳死下での提供者について、臓器移植法第七条に基づく犯罪捜査に関する手続きはどのように行われたのか、検視の有無、要した時間・手順、検視の結果をそれぞれ明らかにされたい。また、検視が行われなかった事例についてはその理由を示されたい。

五 我が国の検視制度が有効に機能せず、犯罪が見逃されてきた実態はこれまでも様々な指摘されており周知の事実である。検視といっても執行するのは現場の警察官で、解剖は行わず、視覚、触覚等により外面だけで判断する。しかし、一刻を争う臓器摘出の現場では検視がおろそかになる可能性が大きく、犯罪性なしと判断されれば司法解剖には至らないため、真の死因

が見逃されることになる。結果として捜査を行わず、あるいは捜査が完了する前に臓器摘出が実施されたり、試みられたりする可能性は否定できないのではないかと。このことについて政府の見解を示されたい。

六 臓器提供可能な指定施設において、交通事故を含む犯罪被害者からの提供を排除するために実施されていることはあるか。また、マニュアルを作成している施設があれば示されたい。右質問する。

内閣衆質一七一第四四一号
平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出臓器移植医療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出臓器移植医療に関する質問に対する答弁書

一及び二について

脳死下での臓器提供事例については、脳死下での臓器提供事例に係る検証会議において、臓器提供に至る手続を検証し、その検証結果について、臓器提供者の家族の同意が得られた場合に公表しているところであり、お尋ねの人数及び割合についても、当該公表に係るものについてのみお答えすることとしたい。臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号。以下「法」という。）の施行から平成二十一年四月末までの間に、検証結果が公表されている三十四件のうち、検証結果報告書の記載から、交通事故によ

り受傷した者であると判別できるものは四件であるが、その者が自損者であるか等については判別できない。また、検証結果報告書の記載から、その他の犯罪被害により受傷した者であると判別できるものはない。

また、心停止下での臓器提供事例については、お尋ねの人数及び割合は把握していない。三について

お尋ねについては、心停止下での臓器提供事例について、具体的な内容を把握する仕組みとなっていないため、お答えすることは困難であるが、心停止に至り死亡した者については、必要な場合には、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号 第二百二十九条第一項）の検視その他の犯罪捜査に関する手続（以下「犯罪捜査手続」という。）が適正に行われているところである。

四について

法の施行から平成二十一年四月末までの間に、法に基づき脳死判定が行われた事例のうち、犯罪捜査手続が行われたものは三十件あり、うち検視が行われたものは二十二件である。検視に要した時間については、平均約二十七分であるが、具体的にどのような手順により検視が行われたかについては把握していない。検視の結果、犯罪死又はその疑いがあるものとして司法解剖が行われた事例はない。

また、検視が行われなかった八件については、犯罪死であることが明らかであることから実況見分が行われたものである。

五及び六について

変死者又は変死者の疑いのあるときは、適切

に検視が行われ、死体及び現場の状況、関係者の供述並びに立会いを求めた医師の意見等からその死亡が犯罪によることが明らかな場合又はその死亡が犯罪によるものである疑いがあり、死因等を明らかにするために必要がある場合には、司法解剖が行われているところである。

また、臓器提供施設においては、犯罪捜査に関する活動に支障を生ずることなく臓器の移植の円滑な実施を図るという観点から、法第七条や、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について（平成九年十月八日付け健医発第一三二九号厚生省保健医療局長通知）等に基づき、確実に診断された内因性疾患により脳死状態にあることが明らかである者以外の者について脳死判定を実施しようとするときは、あらかじめ所轄警察署に連絡するとともに、脳死した者の身体について犯罪捜査手続が行われる場合には、これに対する必要な協力を行っているところであり、犯罪捜査手続が適正に実施された後、臓器の摘出が行われているものと考えている。

各臓器提供施設における個別のマニュアルの作成状況については把握していない。

平成二十一年五月二十五日提出
質 問 第 四 四 二 号

政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する再質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「個人的には三・五島でもいいと考えている」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとの発言(以下、「谷内発言」という。)をしたと報じた記事が掲載されている。本年五月十一日付の産経新聞と読売新聞に、「谷内発言」を受け、日口関係の有識者や元島民らが代表者、賛同人として名を連ねた、「緊急アピール 対露領土交渉の基本的立場を崩してはならない」と題する意見広告(以下、「意見広告」という。)が掲載されている。「意見広告」では「日本政府の首脳が、初めて四島返還という対露外交の基軸を否定するかのとき発言をしたわけです。」「麻生首相や谷内政府代表の発言は、あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ません。」「わたくしどもは、政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し、これらの発言によって日本の国益が取り返しのつかない損失を蒙ることのないように、日本政府が対露外交の原点を再確認して、今後その基本的立場を堅持することを強く求めます。」等と、「谷内発言」を行った谷内代表はじめ、麻生太郎内閣総理大臣、政府に対する批判がなされているが、それに小川郷太郎外務省参与・イラク復興支援担当大使が賛同人として名を連ねているところ、前回

質問主意書で、政府を批判する広告に現職の政府職員である小川氏が、賛同人として名を連ねることとは適切であるか等と問うたところ、「前回答弁書(内閣衆質一七一第三九二号)では「政府としては、御指摘の意見広告は、北方領土問題に関する我が国の基本的立場に対する強い支持を示したものと認識しており、外務省職員が署名者として御指摘の意見広告に参加したことについて、特段の問題はないものと考えている。」との答弁がなされている。右を踏まえ、再質問する。

一 「意見広告」には「わたくしどもは、わが国政府の首脳および一部関係者の日露関係、北方領土問題に関する最近の言動に深刻な懸念を抱き、これを主権国家としてのわが国の存立基盤を掘り崩しかねない由々しい事態であると受け止めています。」とあるが、政府は右と同じ認識を有しているか。政府としても、政府首脳及び一部政府関係者の最近の言動が、主権国家としてのわが国の存立基盤を脅かすものであるとの深刻な懸念を抱いているか。

二 一で、同じ認識を有していないのなら、どの部分がどの様な意味で政府認識と異なるのか、詳細に説明されたい。

三 「意見広告」には「谷内正太郎政府代表が、北方領土問題に関して『三・五島でもいいのではないか』と述べたと四月十七日に報じられました。麻生太郎首相も二月十八日の日露首脳会談後、『向こうが二島、こちらが四島では進展しない』と述べました。つまり、日本政府の首脳が、初めて四島返還という対露外交の基軸を否定するかのとき発言をしたわけです。」とあるが、政府は右と同じ認識を有しているか。政府

としても、日本政府首脳が、対露外交の基軸を否定するかの様な発言をしたと認識しているか。

四 三で、同じ認識を有していないのなら、どの部分がどの様な意味で政府認識と異なるのか、詳細に説明されたい。

五 「意見広告」には「北方領土問題は、単なる利害・損得の問題ではなく、何よりもまずわが国の主権、独立、領土が侵されているという、国家存立の基本にかかわる問題です。日本には歴史的にも、法的にも択捉、国後、歯舞、色丹の『四島返還』を要求する根拠があります。その道理や論理を放棄し、『面積折半』のような利害・得失論に転換して、どのような問題解決の展望があるかというのでしょうか。むしろロシア側はより強気となり、問題解決の展望はいっそう遠ざかるのではないのでしょうか。このことを考えると、麻生首相や谷内政府代表の発言は、あまりにも軽率な発言であると言わざるを得ません。」とあるが、政府は右と同じ認識を有しているか。政府としても、「谷内発言」や本年二月十八日に開催されたサハリンにおける日露首脳会談終了後の麻生総理の発言(以下、「麻生発言」という。)は、軽率な発言であったと認識しているか。

六 五で、同じ認識を有していないのなら、どの部分がどの様な意味で政府認識と異なるのか、詳細に説明されたい。

七 「意見広告」には「深刻な問題が、三つあります。第一は、国会において全党一致で決議された原則が、また関係者が長年血の滲む努力で築いてきた平和条約交渉の土台が、政府の首脳お

よび一部関係者の軽率な一言によって、一夜にして崩されることです。」とあるが、政府は右と同じ認識を有しているか。政府としても、「谷内発言」並びに「麻生発言」は、北方領土交渉に対する政府の基本方針及び関係者が長年にわたって築いてきた日口間の平和条約交渉の土台を一夜にして崩すものであると認識しているか。

八 七で、同じ認識を有していないのなら、どの部分がどの様な意味で政府認識と異なるのか、詳細に説明されたい。

九 「意見広告」には「第二は、微妙な主権問題の結めの交渉は、国民の幅広い信頼を得ている安定した政府やその首脳が、非公開で行って初めて解決できる性質の問題です。まだ具体的な交渉も始まっていないうちに、その内容に関連し、妥協を示唆するやり方は、交渉の進め方としてあまりにも軽率です。」とあるが、政府は右と同じ認識を有しているか。政府としても、「谷内発言」は北方領土交渉に関し、我が国がロシア側に妥協を示唆するものであり、交渉の進め方としてはあまりにも軽率であったと認識しているか。

十 九で、同じ認識を有していないのなら、どの部分がどの様な意味で政府認識と異なるのか、詳細に説明されたい。

十一 「意見広告」には「第三は、情勢判断の誤りです。現在のロシアは、大国主義・ナショナリズムが高揚し、シロビキ(軍・治安関係者)が政治・外交を壟断し、領土問題解決の『機会の窓』は開かれていません。メドベージェフ大統領が『創造的なアプローチ』と述べましたが、日本側だけが『創造的』対応を行っても、自ら交渉の

官 報 (号 外)

基礎を崩すだけであり、このような状態をわれわれは看過できません。プーチン首相が来日しますが、麻生首相との首脳会談の行方に関し、わたくしどもは深刻な危惧の念を抱かざるを得ません。」とあるが、政府は右と同じ認識を有しているか。政府としても、現在ロシアでは大国主義やナショナリズムが高揚し、シロビキがロシアの外交に大きな影響力を有しており、その様な中では北方領土問題解決を図る機会はなく、我が国のみが「麻生発言」にあつた様な、創造的で型にはまらないアプローチをもつて北方領土交渉に臨んでも、交渉の土台を壊すのみであると認識しているか。

十二 十一で、同じ認識を有していないのなら、どの部分がどの様な意味で政府認識と異なるのか、詳細に説明されたい。

十三 「意見広告には「わたくしどもは、政府の首脳および一部関係者の一連の不用意な発言を深く憂慮し、これらの発言によつて日本の国益が取り返しのつかない損失を蒙ることのないように、日本政府が対露外交の原点を再確認して、今後その基本的立場を堅持することを強く求めます。」とあるが、政府は右と同じ認識を有しているか。政府としても、「谷内発言」や「麻生発言」は不用意な発言であり、これらの発言によつて我が国の国益が取り返しのつかない損失を被ることのない様、政府として対露外交の原点を再確認すべきであると考えているか。

十四 十三で、同じ認識を有していないのなら、どの部分がどの様な意味で政府認識と異なるのか、詳細に説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四四二号
平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する再質問に対する答弁書

一から十四までについて

先の答弁書（平成二十一年五月二十二日内閣衆質一七一第三九二号）一及び四から七までについてでお答えしたとおり、御指摘の意見広告にあるような「日本政府の首脳が、初めて四島返還という対露外交の基軸を否定した」という事実はないが、いずれにせよ、御指摘の意見広告は、民間団体の呼びかけにこたえた有志によるものであり、その具体的な記述内容の逐一について政府として論評することは差し控えた

平成二十一年五月二十五日提出
質 問 第 四 四 三 号

外務省員手帳に対する同省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省員手帳に対する同省の認識に関する質問主意書

一 外務省において、かつて外務省員手帳という手帳を発行し、同省職員に配付していたと承知するが、同省が外務省員手帳を作成し、それを同省職員に配付した目的につき説明されたい。

二 外務省員手帳はいつから発行されたか。

三 外務省員手帳は二〇〇三年版を最後に発行されていないと承知するが、右はなぜか。

四 外務省として、今後外務省員手帳を発行する考えはあるか。

五 四で、ないのなら、それはなぜか説明されたい。

内閣衆質一七一第四四三号
平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省員手帳に対する同省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省員手帳に対する同省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

外務省員手帳（以下「手帳」という。）は、職員が勤務に際して参考にするため作成・配布したものである。

二について

手帳は千九百九十七年版までは確認できたが、それ以前については確認することができな

かった。

三から五までについて

手帳の必要性等につき見直した結果、現在では作成しておらず、当面作成する予定もない。

平成二十一年五月二十五日提出
質 問 第 四 四 四 号

外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問主意書

一 国家公務員倫理法により、本省課長補佐級以上の職員が一件につき五千円を超える贈与等を受けた場合に贈与等報告を行うことを義務付けられて以降、歳中三十二外務事務次官はこれまで何件の贈与等報告を行っているのか明らかにされたい。

二 過去において、歳中次官が、贈与等報告の義務に反し、国家公務員法または外務省内規による処分を受けたことがあるか。

三 二で、あるのなら、歳中次官が処分を受けた事由並びに処分内容について、全て明らかにされたい。

四 一般に外務省において、同省職員が贈与等報告の義務に反して処分を受けることは、その職員の昇進にどのような影響を及ぼすのか説明されたい。

五 三の処分事由及び処分内容は、歳中次官の過去の昇進にどのような影響したか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四四号
平成二十一年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問に対する答弁書

一について

膨大な量の書類の調査が必要となるため、お尋ねのすべてにお答えすることは困難であるが、現時点において外務省で確認した範囲では、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)第六条第一項の規定に基づき御指摘の者が平成二十年度において受けた贈与等について外務大臣に提出した贈与等報告書の数は七である。

二、三及び五について

御指摘の者が、御指摘のような処分を受けた事実はない。

四について

公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えた。

平成二十一年五月二十五日提出
質問 第四四号

外務省欧州局幹部による贈与等報告の提出等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省欧州局幹部による贈与等報告の提出等に関する質問主意書

一 外務省欧州局に勤務する職員の内、国家公務員倫理法で一件につき五千円を超える贈与等を受けた場合に贈与等報告を行うことを義務付けられている本省課長補佐以上の職員に該当する者は誰か、その官職氏名を明らかにされたか。

二 一の職員が過去五年間に提出した贈与等報告は何件か、それぞれ明らかにされたか。

三 一の職員の内、過去五年間に贈与等報告の義務に反し、処分を受けた者はいるか。

四 三で、いるのなら、その者の官職氏名並びに処分事由、処分内容をそれぞれ明らかにされたか。

五 三の職員が四の処分を受けたことは、当該職員の昇進にどの様に影響したか説明されたい。

内閣衆質一七一第四四号
平成二十一年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局幹部による贈与等報告の提出等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局幹部による贈与等報告の提出等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

膨大な量の書類の調査が必要となるため、お尋ねのすべてにお答えすることは困難であるが、現時点において外務省で確認できる範囲で

は、平成二十一年五月二十七日現在、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)第二条第二項に規定する本省課長補佐以上の職員であつて、外務省欧州局において勤務している者のうち、課長・企画官相当職以上のものの氏名、官職及び平成二十年度に受けた贈与等について外務大臣に提出した贈与等報告書の数は、(一)谷崎泰明、局長、一、(二)兼原信克、大臣官房参事官、六、(三)福島教輝、大臣官房参事官、零、(四)岡田隆、課長、零、(五)齊藤純、課長、一、(六)海部篤、課長、一、(七)武藤顕、課長、一、(八)北川克郎、室長、二、(九)山村嘉宏、企画官、零、(十)瀬尾正嗣、企画官、零である。これらの者は、贈与等報告書の提出に関して、処分を受けていない。

平成二十一年五月二十五日提出
質問 第四四号

外務省の庁舎内に入っている民間企業に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の庁舎内に入っている民間企業に関する質問主意書

一 現在外務省の庁舎内にコンビニエンスストア等の民間企業は何件入っているか、当該企業名と併せて明らかにされたい。

二 一の企業はどの様な基準で選ばれたのか、一般競争入札かまたは随意契約によるものであるのか等を含め、それぞれの企業毎に詳細に説明されたい。

三 一の企業のテナント料はいくらか、それぞれ明らかにされたい。

四 三のテナント料は、外務省予算においてどの項目として処理されているのか説明されたい。

五 外務省として、どの様な基準により、三のテナント料を設定しているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四四号
平成二十一年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の庁舎内に入っている民間企業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の庁舎内に入っている民間企業に関する答弁書

一及び二について

平成二十一年五月二十七日現在、株式会社グリーンハウス、東京ケータリング株式会社、株式会社フジランド、株式会社ローソン、株式会社三省堂書店の五社が、企画競争により選定された結果、国有財産の使用許可を得て外務省の庁舎内に店舗を有している。

三について

平成二十一年度の使用料は、株式会社グリーンハウスは約二百六十万円、東京ケータリング株式会社は約六十七万円、株式会社フジランドは約三百七十五万円、株式会社ローソンは約二百四十五万円、株式会社三省堂書店は約百十六万円である。

四について

お尋ねの予算項目は、建物及物件貸付料である。

五について

「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和三十三年一月七日蔵管第一号)に基づいて算定している。

平成二十一年五月二十五日提出
質 問 第 四 四 七 号

外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題
に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題に関する質問主意書

一 昨年、国家公務員がタクシーに乗車した際、運転手から酒や食べ物、金券等を提供される等のサービスを受けていた、いわゆる居酒屋タクシーの問題が明らかになったが、外務省において居酒屋タクシーを利用した事例は何件あったか、その具体的内容と併せて明らかにされたい。

二 一の居酒屋タクシーを利用した外務省職員について、どのような処分が下されたのか、処分を受けた者の官職と併せて明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一七一第四四七号

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省において把握している範囲では、同省の職員が同省の予算を用いてタクシーを利用した際に、当該タクシーの運転手から金品の提供を受けたことで国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号)に違反した事例はなく、処分を行った事例はない。

平成二十一年五月二十五日提出
質 問 第 四 四 八 号

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する質問主意書

二〇〇六年二月二十八日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六四第八四号)では、外務省職員がタクシーを利用する場合の内規上の手続について、「外務本省においては、公務により退庁時間が午前零時三十分を過ぎた場合、退庁時にタクシーを利用することができる。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 平成十八年度から二十年度に渡る、外務省におけるタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について、同省の課ごとに明らかにされたい。

二 一の外務省におけるタクシー券の使用は、適

正なものであるか。前文にある内規上の手続に反する事例はないか。右質問する。

内閣衆質一七一第四四八号

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

二について

外務省職員によるタクシー券の不適正な使用があるとは承知していない。

平成二十一年五月二十五日提出
質 問 第 四 四 九 号

国家公務員の出勤時間に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

国家公務員の出勤時間に関する質問主意書
出勤時間が決まっている国家公務員のうち、遅刻したにもかかわらず、決められた出勤時間に出勤したように出勤簿を書いている職員がいれば、お示し願いたい。

また、遅刻した後、時間単位の有給休暇を取って、遅刻していないことになった事例があれば、お示し願いたい。

一時間単位で有給休暇が取れる制度について説明願いたい。また、民間企業で採用しているところはあるか。

以上について、内閣の見解を問う。

なお、右質問について、質問の範囲や定義などについて問がある場合には、事前に確認願いたい。確認なしに、これまでのように「●●」について範囲がわからないので回答が困難「●●」が何を示しているのか明確ではないので回答いたしかねる「○」質問の趣旨が必ずしもわからないなどの回答はしないよう、誠実に対応願いたい。右質問する。

内閣衆質一七一第四四九号

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の出勤時間に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の出勤時間に関する質問に対する答弁書

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条第二項の規定等により勤務時間の割振り等がされた国家公務員(国会及び裁判所の国家公務員を除く。)のうち、平成十八年から平成二十年までの三年間において、「遅刻したにもかかわらず、決められた出勤時間に出勤したように出勤簿を書いている職員」

の事例及び「遅刻した後、時間単位の有給休暇を取って、遅刻していないことになった事例」は、限られた期間で聴取した限りでは、なかった。

また、有給の休暇のうち、一時間を単位として取得することができるものとしては、人事院規則一五―一四(職員の勤務時間、休日及び休暇等)において、年次休暇、病気休暇及び特別休暇が定められている。なお、「二時間単位で有給休暇が取れる制度」を採用している民間企業の例は、承知していない。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年四月二十七日

提出者

大野 功統 柳澤 伯夫
加藤 紘一 津島 雄二
野田 毅 七条 明
寺田 稔 宮下 一郎
山本 明彦 吉田六左エ門
上田 勇 富田 茂之
賛成者
井上 信治外五十一名

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条に、前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一

日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までにを行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国

債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還があつた場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第三項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があつた場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で

定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目標として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の在り方及び政府の保有する会社の株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の

日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成二十四年三月三十一日までの間の政府による出資及び同日までの間の危機対応業務に係る政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、平成二十一年度において、政府が出資することができる金額の限度は三千五百億円、政府が発行することができる国債の金額の限度は一兆三千五百億円となる見込みである。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができること。

2 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、危機対応業務を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、予算で定める金額の範囲内において、会社に交付国債を交付することができること。

3 会社は、危機対応業務に係る資産の増加に応じて、2の国債の償還を請求することができること。償還された額につき会社の資本金が増加すること。また、平成二十四年七月一日において、償還されていない国債は政府に返還されること。

4 政府は、政府の保有する会社の株式(以下「政府保有株式」という。)について、現行法の規定を変更し、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分すること。

5 政府は、平成二十三年度末を目途として、会社の危機対応業務の在り方及び政府保有株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要な措置を講ずること。

6 この法律は、公布の日から施行すること。

議案の修正議決理由

本案は、会社が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、所要の措置を講ずるものであり、時宜に適用ものと認めるが、会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から検討事項等の修正を行う必要がある。別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、平成二十一年度において、政府が出資することができる金額の限度は三千五百億円、政府が発行することができる国債の金額の限度は一兆三千五百億円となる見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して与謝野財務大臣より「本案については、政府としては、異議はない。」旨の意見が述べられた。

平成二十一年六月三日

財務金融委員長 田中 和徳

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

附則

(検討〇等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途とし

て、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、○会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、また政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要があるとき、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改

正する法律(平成二十一年法律第 号。次

項において「商中法等改正法」という。)の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとす。」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第二項中「次条」とあるのは、「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第四条」とする。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年四月二十七日

提出者

大野 功統	柳澤 伯夫
加藤 紘一	津島 雄二
野田 毅	七条 明
寺田 稔	宮下 一郎
山本 明彦	吉田六左エ門
上田 勇	富田 茂之
賛成者	
井上 信治	外五十一名

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その制限の実施に伴う銀行等による株式を」を「銀行等による対象株式等」に改める。

第五条中「銀行等による株式等の保有の制限の実施に伴う銀行等によるその保有する株式を」を「銀行等による対象株式等」に、「株式の価格」を「対象株式等の価格」に、「株式の買取り」を「対象株式等の買取り」に、「株式の処分等」を「対象株式等の処分等」に改める。

第十九条第二項第二号中「同じ。」の下に、「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権(以下この章において単に「受益権」という。)及び同条第十四項に規定する投資口(以下この章において単に「投資口」という。)」を加える。

第三十四条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

- 四 会員の保有する受益権の買取り並びに当該買いつた受益権の管理及び処分
- 五 会員の保有する投資口の買取り並びに当該買いつた投資口の管理及び処分

第三十四条第二項中「株式」を「株式、同項第四号に規定する会員の保有する受益権又は同項第五号に規定する会員の保有する投資口」に、「株式を」を「対象株式等(株式、受益権又は投資口をいう。以下同じ。)」を「に改め、同条に次の一項を

加える。

3 第一項第三号に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実に目的として当該会員の子会社(当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が発行している場合においては、当該一の株式会社がその子会社(当該一の株式会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)を含むものとする。

第三十六条第一項中「関する事項」の下に、「受益権の買取り、管理及び処分に関する事項並びに投資口の買取り、管理及び処分に関する事項」を加える。

第三十八条第三項を次のように改める。

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

- 一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式
- 二 優先株式(剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。)であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日まで

に当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

第三十八条の二第三項を次のように改める。

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

- 一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式
- 二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)
- 三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを

条件として当該優先株式を平成三十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、第一号に掲げるものを除く。) 四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式 第三十八条の三に次の一項を加える。	総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。を含むものとする。 第三十八条の四の次に次の二条を加える。 (会員からの受益権の買取り) 第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。 2 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りを行うときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。	投資口の買取りを行うときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。 3 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、当該投資口の買取りの申込みに係る投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている投資口であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。 4 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。 第三十九条(見出しを含む。中「株式」を「対象株式等」に改める。 第四十二条中「株式を」を「対象株式等を」に、「当該株式」を「当該対象株式等」に、「発行会社」を「当該対象株式等(株式に限る。)の買取りの申込みをした発行会社」に改める。 第四十八条第一項第二号イ中「及び発行会社株式買取り」を「発行会社株式買取り」に、「並びに」を「第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取り(口及び次条第一項において単に「受益権の買取り」という。及び第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取り(口及び次条第一項において単に「投資口の買取り」という。並びに「株式の管理」を「対象株式等の管理」に改め、同号口中「及び発行会社株式買取り」を「発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り」に改める。	社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り」に改める。 第四十九条第一項中「及び発行会社株式買取り」を「発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り」に、「株式を」を「対象株式等を」に改める。 第六十七条第四号中「又は第三十八条の第二第二項を、第三十八条の第二第二項、第三十八条の第二項又は第三十八条の六第二項」に改め、同条第五号中「又は第三十九条」を「第三十八条の第五第四項、第三十八条の六第四項又は第三十九条」に改める。
5 第一項に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実を目的として当該会員の子会社(当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。を含むものとする。第三十八条の四に次の一項を加える。 5 第一項に規定する発行会社が発行する株式には、専ら当該発行会社の自己資本の充実を目的として当該発行会社の子会社(当該発行会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。を含むものとする。第三十八条の四に次の一項を加える。	3 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、当該受益権の買取りの申込みに係る受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている受益権であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。 4 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。 (会員からの投資口の買取り) 第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。 2 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する	「当該対象株式等(株式に限る。)の買取りの申込みをした発行会社」に改める。 第四十八条第一項第二号イ中「及び発行会社株式買取り」を「発行会社株式買取り」に、「並びに」を「第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取り(口及び次条第一項において単に「受益権の買取り」という。及び第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取り(口及び次条第一項において単に「投資口の買取り」という。並びに「株式の管理」を「対象株式等の管理」に改め、同号口中「及び発行会社株式買取り」を「発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り」に改める。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
5 第一項に規定する発行会社が発行する株式には、専ら当該発行会社の自己資本の充実を目的として当該発行会社の子会社(当該発行会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。を含むものとする。第三十八条の四に次の一項を加える。	2 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する	同号口中「及び発行会社株式買取り」を「発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り」に改める。	理由 銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を拡大する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(大野功統君外十一名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)による買取りの対象を拡大する措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構による銀行等からの買取りの対象の拡大

機構は、銀行等が保有する上場投資信託及び上場不動産投資信託の買取りを行うことができるものとする。

- 2 機構による銀行等及び事業法人からの買取りの対象となる株式の種類

銀行等及び事業法人からの買取りの対象となる株式の種類として、一定の要件を満たす優先株式(剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。)を追加すること。

- 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、機構による買取りの対象を拡大する措置を講ずるものであり、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年六月三日

財務金融委員長 田中 和徳

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府、銀行等及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行等保有株式取得機構によるETF(上場投資信託)及びJ-REIT(上場不動産投資信託)の買取りに当たっては、国民負担を生じさせないよう、慎重な審査を行うこと。

また、銀行等の経営者は、価格変動の大きいETF及びJ-REITのような金融商品に投資し、損失を発生させた場合は、その経営判断を反省し、以後は、リスク管理を適切に行い得る態勢の整備に努め、本来の使命である中小企業金融をはじめとする金融仲介機能の適切な発揮に努めること。

- 一 銀行等保有株式取得機構は、買取商品の選定に当たっては、公平性を担保すること。

一 銀行等保有株式取得機構による買取りが企業金融の円滑化に与えた効果を検証するため、買取実績について情報開示を行うこと。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年四月二十七日

提出者

高村 正彦

中野 正志

加藤 勝信

谷口 隆義

賛成者

櫻田 義孝外五十七名

額賀福志郎

梶山 弘志

寺田 稔

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第一条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「計算上」の下に「危機対応準備金(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第四十五条第一項の規定により指定を受けたものとみなされた同法第十一

条第二項に規定する指定金融機関として同法第十二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)の円滑な実施のために必要な商工組合中央金庫の財政基盤の確保に資するものとして、附則第一条の二第一項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。及び」を加え、「額を」を「額の合計額を」に改める。

第四十四条の見出し中「場合の」の下に「危機

対応準備金及び」を加え、同条第三項中「第一

項」の下に「又は第二項を」、「規定により」の下に「危機対応準備金の額又は」を、「金額により」の下に「危機対応準備金の額又は」を、「特別準備金の額が」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号の額を」を「第一項第一号及び前項第一号の額の合計額」に、「同項を」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

商工組合中央金庫は、特別準備金の額が零となつたときは、危機対応準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額

二 危機対応準備金の額の減少がその効力を生ずる日

第四十四条に次の一項を加える。

5 前項の規定による危機対応準備金の額の増加は、同項の規定による特別準備金の額の増加に先立つて行うものとする。

第四十五条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を、「納付する金額」の下に「の合計額」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号及び第二号中「特別準備金の額」を「危機対応準備金の額又は特別準備金の額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保

されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

第四十六条第一項中「特別準備金の額(第四十四条第一項)を「危機対応準備金の額(第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額)及び同日における特別準備金の額(同条第二項に改め、「限度として、」の下に「当該危機対応準備金の額及び」を加え、同条第三項中「前条第一項及び」の下に「同条第二項並びに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による危機対応準備金の額に相当する金額の納付は、同項の規定による特別準備金の額に相当する金額の納付に先立つて行われるものとする。

第四十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第二項中「第四十五条第一項」を「第四十五条第二項」に、「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同条を第四十七条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第四十七条 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条

第二項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十五条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「危機対応準備金」と、「減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七條第一項第三号」とあるのは「同条第三項第

二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

第四十八条の見出し中「特別準備金」を「危機対応準備金及び特別準備金」に改め、同条第一項中「特別準備金の額」を「危機対応準備金の額又は特別準備金の額」に改める。

附則第一条の次に次の一条を加える。
(危機対応準備金)

第一条の二 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、平成二十三年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資することができる。

3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)」とする。

附則第二条第一項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」を「平成二十四年四月一日に改める。

附則第三条第一項中「施行日」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」に改める。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正)

第二条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の三十一」を「第三十条の三十一の二」に改める。

第三十条の五第一項中「弁済期限が一年を超える」を削る。

第三十条の二十九の見出しを「(予算の認可)」に改め、同条中「事業計画、資金計画及び収支予算を定め、」を「予算を」に、「届け出なければならぬ」を「提出して、その認可を受けなければならない」に、「これら」を「これ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

第三章の二第六節第三十条の三十一の次に次の一条を加える。

(政府保証)

第三十条の三十一の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十条の五第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第三十条の三十三中「弁済期限が一年を超える」を削り、「第三十条の二十三第二項」の下に「第三十条の二十九第一項」を加える。

第八十四条第六号中「第三十条の二十九」を

「第三十条の二十九第一項」に、「事業計画、資金計画又は収支予算の届出を行わなかった」を「予算の認可を受けなかった」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、この法律の施行の日又は我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 株式会社産業革新機構(以下「機構」という。)の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第二条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の二十九第一項中「毎事業年度の開始前」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、商工組合中央金

庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方及び政府の保有する商工組合中央金庫の株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第四条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。次項において「政投銀法改正法」という。)の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び日本政策投資銀行に対する」とあるのは「に對する」と、「も」とする」とあるのは「ものとし、日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする」とする。

2 この法律の施行の日が政投銀法改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用

しない。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第十四項中「控除した額」の下に

「(平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては、当該額に同法附則第一条の二第二項の規定により政府が出資した金額に相当する額を加算した額)を加える。

理 由

現下の厳しい経済情勢の下、大幅に悪化している中小企業者、中堅事業者等の資金調達状況を改善するため、株式会社商工組合中央金庫による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑化するためには必要な借入金又は社債に対する政府保証を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、株式会社商工組合中央金庫について政府が出資することができ金額は千五百億円となる見込みである。また、株式会社産業革新機構について政府が保証することができ金額の限度は、額面総額及び元本金額の合計額八千億円並びにその利息に相当する金額となる見込みである。

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、大幅に悪化している中小企業者、中堅事業者等の資金調達状況を改善するため、株式会社商工組合中央金庫による中小企業者、中堅事業者等向けの危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑化するために必要な借入金又は社債に対する政府保証を行うための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

(一) 株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)に危機対応準備金を設けるとともに、平成二十三年度末までの間、危機対応準備金に政府が出資を行うことができることとする。

(二) 政府は、その保有する商工中金の株式について、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正

(一) 株式会社産業革新機構(以下「機構」という。)は、毎事業年度の予算を経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならないこととすること。

官 報 (号 外)

(一) 政府は、機構の債務について保証契約ができることとする。

3 その他

(一) 政府は、平成二十三年度末を目途として、一の一に基づく政府の出資の状況、危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工中金による危機対応業務の在り方及び政府保有株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(二) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正し、商工中金及び株式会社日本政策投資銀行に対する政府の出資については、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

(三) その他所要の規定について定めること。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業者、中堅企業者等の資金調達状況を改善するための措置として妥当なものと認めるが、政府が平成二十三年度末を目途として商工中金に関し検討する事項として、保有する商工中金の株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方を加えるとともに、それまでの間、政府は保有する商工中金の株式を処分しないものとする必要があると認

め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、株式会社商工組合中央金庫について政府が出資することができる金額は、千五百億円となる見込みであり、また、株式会社産業革新機構について政府が保証することができる金額の限度は、額面総額及び元本金額の合計額八千億円並びにその利息に相当する金額となる見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して二階経済産業大臣から「異議はない」旨の意見が述べられた。

平成二十一年六月三日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び―は修正)

附 則

(検討〇等)

第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫(以下「商工組合中央金庫」という。)に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七

号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方及び政府の保有する商工組合中央金庫の株式の全部を処分する時期について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第四条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号。次項において「政投銀法改正法」という。)の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び日本政策投資銀行に対する」とあるのは「に対する」と、「も

のとする」とあるのは「ものとし、日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする」とする。

2 この法律の施行の日が政投銀法改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第三条第二項中次条とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第三条」とする。

(別紙)

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

経済情勢の急速な悪化に伴う中小企業者や中堅事業者等(以下「中小企業者等」という。)の資金繰りの大幅な悪化に適切に対処するとともに、こうした中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期することが喫緊の課題とされていることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 株式会社商工組合中央金庫による中小企業向け金融機能の役割が、今後とも、中小企業の資金ニーズに的確かつ十分に応えられるものとなるよう、財政基盤の強化や法的枠組みの整備など、万全の措置を講ずること。

二 本法附則第三条の「検討」に当たっては、株式会社商工組合中央金庫に対する政府出資が中小企業者等に対する適切な資金供給につながっているかどうかを定期的に検証し、その結果を踏

まえつつ、国が中小企業金融に引き続き責任を果たすべきとの観点から、その財政基盤のさらなる強化や国の中小企業政策との連携の確保などについて結論を得ること。併せて、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第六条の株式会社商工組合中央金庫の位置付けについて、見直しの検討対象とすること。

三 株式会社産業革新機構（以下、「機構」という。）の資金調達に対する政府保証に当たり、早急に支援基準や支援対象事業の具体化を図ること。その際、機構が供給する資金はリスクマネーであることにかんがみ、事業の再構築を行う事業者のモラルハザードを排除し、それらの者が適切に経営責任を果たすよう規定すること。加えて、機構の事業遂行に当たっては、広く専門人材の確保を図るとともに、管理に万全を期し、財政資金の保全及び回収に努めること。

衆議院会議録第二号中訂正

一六ページ一段末六行から末五行「井上義久君外一名」を「冬柴鐵三君外二名」に訂正する。

同 第四号中訂正

五ページ四段二一行「筒井信隆君外四名」を「筒井信隆君外六名」に訂正する。

同 第二十九号中訂正

四ページ一段一〇行「筒井信隆君外五名」を「筒井信隆君外六名」に訂正する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目 一番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一一五円 一〇円